

令和4年度税制改革についての考え方

— 「人」「技術」「企業」「産業」「経済」の課題に対処する —

1. はじめに	2
2. コロナ禍から生活を守る「所得税還付」	2
3. 生活を保障する「給付付き税額控除」	3
4. 子どもと子育てを支援する「所得税改革」	4
5. 行き過ぎた格差を是正する「金融所得課税改革」	4
6. 正規雇用促進を支援する「社会保険料軽減」	4
7. 家計の自助努力を支援する「民間（生損保）保険料・医療介護経費控除」	4
8. 30年間伸び悩む賃金を引き上げる「賃上げ支援税制」	4
9. 経済の落ち込みに対応する「消費税減税」	5
10. 構造的な消費低迷と納税事業者の事務負担軽減に対応する「消費税抜本改革（軽減税率廃止、インボイス導入中止）」	5
11. 家計と技術革新を支援する「自動車減税」	6
12. 気候危機に対応する産業投資を支える「脱炭素税制」	8
13. 働き方改革を進める「テレワーク促進税制」	8
14. コロナの悪影響を断つ「100%・無期限の欠損金繰越控除」	9
15. デジタル化・カーボンニュートラル対応を進める「ハイパー償却税制」	9
16. 企業の改革を促す「ESG促進税制」	10
17. 新しいビジネスとスタートアップを支援する「給付付き研究開発税制」	10
18. 超金融緩和の恩恵を受けていない事業者の「固定資産税減税」	10
19. デジタル化に逆行する「印紙税廃止」	11
20. 不公平を是正する「国際課税」	11
21. 中間層を支援する「住宅ローン減税」	11

1. はじめに

- 日本経済は人口減少、格差拡大、財政悪化という構造的な難題を抱える中、主要国との対比において、コロナ禍からの回復の遅れ、加速する技術革新への対応の遅れという問題にも直面しています。
- これらの課題に対処するには、次世代支援（出産、育児支援等を含む）、所得再分配、歳入歳出改革、景気対策、技術革新支援（大胆な産業政策）が不可欠です。
- そうした政策対応によって、労働者、家計の所得、及び1人当たりGDPを増加させて消費を喚起するとともに、企業や産業が発展し、持続可能な財政金融政策の運営が維持されなくてはなりません。
- 「人」が「企業」を支え、「企業」が「産業」を育て、「産業」が「経済」を成長させるという流れを十分に踏まえ、上記諸課題に対応し、日本経済を復興、発展させる政策パッケージを構築し、実行していくべきです。
- 「人」が「技術」を生み、「サービス」を生み、「企業」と「産業」と「経済」を支えていきます。その機能が効果的に発揮されることで「人を基軸にした経済循環」が回り続け、経済が発展、成熟して「人」の「生活」を豊かなものにしていきます。
- 現在のそれぞれが抱える課題は、次のとおりです。
 - 「人」：安心できる所得の確保、行き過ぎた格差の是正
 - 「技術」：技術革新を支える人や企業への支援
 - 「企業」：ウィズ・アフターコロナ対応、起業・事業承継環境の改善
 - 「産業」：第4次産業革命と国家間競争への対応
 - 「経済」：人を基軸にした経済循環の目詰まり是正
- 来年度税制改革に当たっては、これらの課題に的確に対応する見直しを行うため、特に重要な事項について、以下のように提言します。

2. コロナ禍から生活を守る「所得税還付」

コロナ禍による失職、休業等によって所得が減少している人を支える仕組みを所得税に導入します。

- 法人に欠損金が生じた場合、最大10年、法人税を減額することが可能です。資本金10億円以下の法人であれば、前年に納税した法人税の全部または一部の還付も受けられます。
- 一方、個人は所得が大幅に減少しても、その年の所得税額が減るだけで、前年の所得税の還付を受けることはできません。
- コロナ禍の先行きはまだ見通せません。今後もコロナ禍による失職、減収等

に直面している個人を政策的に支援しなくては、継続的、安定的な生活を維持できません。そこで、前年より大幅に所得が減少した場合、影響を平準化する制度を導入すべきです。具体的には、前年と当年の所得を合算して除し、所得税を計算し直して還付等を行うべきです。

- コロナ禍発生後、令和2年度以降は、国民民主党の提言が契機となって10万円の一律給付等が実現しているものの、コロナ禍の継続、新たな経済的困窮や格差拡大に備える必要があります。
- その際には、個人所得においてもK字回復的現象（所得が増加または維持されている層と、所得が減少している層の二極化）が続いていることを踏まえて対応することが求められます。
- 上記の考え方にに基づき、現役世代に対しては、平均約10万円の所得税還付を行うべきです。なお、低所得者に対しては20万円の現金給付を行うことで、現金給付と所得税還付を組み合わせた実質的な「給付付き税額控除」を実現します。

3. 生活を保障する「給付付き税額控除」

基礎的な所得を保障していくため、「給付と所得税減税」を組み合わせた「給付付き税額控除」を導入します。

- 我が国ではこれまで、企業が社会保障制度の機能を代替・補完してきましたが、産業構造の変化や競争激化などにより、終身雇用・年功賃金という日本型雇用慣行が崩れ、企業内福祉も脆弱化しています。
- そうした状況を踏まえ、人生において様々なリスクに直面する局面に際し、基礎的な所得を保障していくため、「給付と所得税減税」を組み合わせた「給付付き税額控除」を導入します。
- 給付を社会保険料の支払いと相殺すること等により、手取りを実質的に底上げすることができます（日本型ベーシックインカム）。
- 後述のとおり、コロナ禍からの経済回復を目指した消費税減税を行うことから、経済回復後の税制適正化の過程において、上述の「給付付き税額控除」を導入します。
- なお「給付付き税額控除」を実現するためには、所得税の法定調書制度等を大改革する必要があります。現在、国税庁は企業側に所得税の徴税事務をすべて委ねる形になっているため、源泉徴収において国税庁に申告する情報は、①給与の支払人員数と給与の合計額、②所得税の合計額のみです。「給付付き税額控除」に資する一人ひとりの納税情報や給付金情報等を集約するためには、企業、税理士の協力と、国税庁の人員増、マイナンバー制度の活用等、現行の法定調書制度を含め、様々な課題を解決する必要があります。

4. 子どもと子育てを支援する「所得税改革」

子どもを産み育てやすい社会を実現するために、障害となっている不合理な税制を見直し、新たなニーズや社会の変化に対応します。

- 児童手当の所得制限の変更に伴う年少控除を復活します。
- ベビーシッター料、保育料、学用品、塾代、下宿代等、子育てや子どもの教育に必要な諸経費の所得控除制度創設や、それに見合う扶養控除の引き上げ等を行います。

5. 行き過ぎた格差を是正する「金融所得課税改革」

行き過ぎた格差を是正し、格差の固定化を防止するため、金融所得課税の強化を行うとともに、NISA、積立NISA等を拡大すべきです。

- 高所得者層は金融資産所得の割合が多く、申告納税者の所得税負担率を見ると、1億円超から急激に負担率が下がっています。こうした状況を踏まえ、所得再分配機能回復の観点から、金融所得課税の強化を行います。
- 老後の資金不足問題や格差の固定化防止等を踏まえ、NISA、積立NISA等を拡大すべきです。
- 金融所得課税については総合課税を目指すとともに、所得税の累進の見直しなども検討し、行き過ぎた格差を是正します。

6. 正規雇用促進を支援する「社会保険料軽減」

社会保険料負担が重いために正規雇用を躊躇う中小事業者が多い実態を踏まえ、正規雇用の促進を図るために社会保険料を軽減します。

- 地域の雇用を支える企業を応援する観点から、中小企業・小規模事業者には正規雇用増加分の社会保険料事業主負担の半分程度を助成すべきです。

7. 家計の自助努力を支援する「民間（生損保）保険料・医療介護経費控除」

生活を守るための家計の自助努力を支援します。

- 自助努力を支援・促進するため、生命保険料控除、損害保険料控除について、拡充を検討します。
- 医療介護の自助努力を支援・促進するため、セルフメディケーション税制の対象品（医薬品）の拡大と恒久化、介護諸経費の控除税制を拡充します。

8. 30年間伸び悩む賃金を引き上げる「賃上げ支援税制」

日本の経済・産業の地盤沈下の主因である賃金低迷を劇的に改善します

- 過去30年間、主要国の賃金が継続的に上昇する中、日本の賃金は全く上昇

していません。このことが、経済低迷（構造的消費低迷）、人口減少等の重大な原因になっています。

- 企業には内部留保を賃金に振り向けることを求めるとともに、正規・非正規雇用を問わず、すべての働く者の賃金引き上げを積極的に行う企業を支援します。
- 人件費比率が前年度に比べて上昇する企業に対しては、その上昇率に応じて、法人事業税、固定資産税に対する減税措置を導入します。
- 政府は法人税を対象にした賃上げ税制を想定していますが、労働者の過半の雇用を守っている中堅・中小企業には赤字法人も少なくないことから、法人事業税、固定資産税を対象とした方が効果的と考えます。
- また、法人事業税の外形標準課税、事業所税については、賃上げや雇用拡大により給与総額が増加するほど税負担が重くなることから、賃金に対してニュートラルな税制への見直しを検討します。
- 上記の各種見直しや検討に当たっては、地方税収の確保に資する財政調整を行います。
- 研究開発などに関する投資税制の優遇措置の適用基準に賃上げへの取り組み状況を勘案します。

9. 経済の落ち込みに対応する「消費税減税」

消費税を10%から5%に引き下げる減税を、経済回復が実現するまでの時限措置として行います。

- コロナ禍からの経済回復を期し、賃金上昇率が安定的に「物価上昇率+2%」になるまで消費税を10%から5%に引き下げます。
- また、消費税をはじめ納税猶予が実施されていますが、これはあくまで猶予であり、猶予が終われば、猶予分も含めて納税しなければなりません。しかし、2年分を納付することは困難な事業者が大半です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による経済の落ち込みも踏まえ、消費税納税猶予分の支払免除を行います。
- なお、賃金上昇率が安定的に「物価上昇率+2%」を満たして減税を終了する際には、下記項番9の内容とともに、消費税導入時とは経済状況や人口構成、基幹3税に占める割合等が大きく変化した環境を踏まえ、消費税のあり方、位置づけについて検討します。
- 税率変更にあたっては、値札の付け替えやシステム変更等の事業者の事務負担に配慮し、負担軽減及び円滑な変更のために適切な措置を講じます。

10. 構造的な消費低迷と納税事業者の事務負担軽減に対応する「消費税抜本改

革（軽減税率廃止、インボイス導入中止）」

消費税が基幹3税の最大税収税目として固定化する事態を回避するために「令和の消費税抜本改革」を行います。

- 税制はバランスの取れた姿にすべきであり、消費税に過度に依存する税収構造を恒常化させるべきではありません。また、そうした状況が、既に現在でも構造的な消費低迷につながっています。
- 平成は消費税導入と段階的な税率引上げが行われた時代でしたが、導入から30年が経過し、制度的にも様々な問題を抱えています。そのため、国民民主党は「令和の消費税抜本改革」を提唱します。
- 第1に、軽減税率見直し。軽減税率は、高額な財・サービスが購入できる高所得者ほど軽減額が大きくなる等、逆進性対策として適当ではありません。また、税務処理も複雑であり、納税義務者である事業者の負担を軽減すべきです。
- 第2に、給付付き税額控除。逆進性対策は、所得税減税に給付を組み合わせた給付付き税額控除により行うべきです。コロナ対策の定額給付金でその効果は実証済であり、今後は恒久的な仕組みとして導入します。
- 第3に、インボイス制度導入の凍結・中止。事業者負担軽減という側面のみならず、個人事業主を含む中小事業者に対する取引排除や値下げ圧力につながり、当該事業者が雇用する従業員の消費者としての消費余力を減殺させます。
- なお、上記第1の軽減税率に関しては、事業者の事務負担が膨大であり、税制の公平性にも反することから、上述の消費減税に伴って税率5%下では事実上の軽減税率停止を行うとともに、減税終了後には軽減税率を廃止します。
- 複数税率制度は、事業者に過度な負担をかけるばかりか、高額な財・サービスが購入できる高所得者ほど軽減額が大きくなる等、「逆進性対策」としても適当ではありません。

1.1. 家計と技術革新を支援する「自動車減税」

地方ほど生活必需品である自動車に対し過重な負担を課す税制を改めます。カーボンニュートラル、電動車促進の世界の潮流を踏まえ、技術革新を促進する税制を整備します。

- 自動車税制については、自動車が国民（とくに地方居住者）の生活必需品となっていることや景気への影響を踏まえ、全体として簡素化を進めることと自動車ユーザーの負担を軽減することに配慮しつつ、カーボンニュートラルや電動車促進の世界の潮流も鑑み、より多くの納税者の納得感を得るべく適

切な見直しを行います。

- 車検時にかかる自動車重量税について、「当分の間税率」廃止、国分の本則税率の地方税化、「新自動車税」「新軽自動車税」への簡素化により、1.5t未満のマイカーであれば1台当たり4,800円/年の減税を実施すべきです。
- また、自動車税に適用するエコカー減税は、全体として負担軽減になることを前提として、現行よりも高い環境性能を求める新基準を導入します。
- 具体的には、2030年度燃費基準を満たしている場合は、初回と2回目の車検時の免税（100%減税）対象とします（現行は、新基準を20%以上上回る場合にのみ初回と2回目の車検時に免税）。
- 新基準未達車は初回車検時のみの減税としますが、達成率75%で1回免税、同60%で50%減税、同50%で25%減税とします（現行は、達成率90%で1回免税、同75%で50%減税、同60%で25%減税）。
- なお、次世代車のうち、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）、天然ガス自動車は、燃費性能を問わず初回、2回目、3回目の車検時に免税とします（現行は2回のみ）。新基準を20%上回る高性能のハイブリッド車（HV）も同様とします。
- クリーンディーゼル車は世界の潮流を踏まえつつ、原則としてガソリン車と同等の扱いを指向しつつ、2年間は激変緩和措置を講じます。
- 自動車税及び軽自動車税の環境割については、軽減税率が適用される対象車の割合を現行と同水準としつつ、世界の潮流を踏まえ、2030年度基準に合わせた対応を図ります。その際、非課税、1%減税、2%減税の基準は、2030年度基準の達成度75%、60%、50%を基準とします（現行は、同85%、75%、60%）。
- なお、自動車取得時にかかる環境性能割については、取得税の置き換えとなっていることを踏まえ、「廃止とすること」を前提としつつ、1%分軽減特例は9ヶ月再延長します。
- コロナ禍に伴う消費の落ち込みの影響を抑えるため、政府・与党は自動車について全体として増税にならないよう調整してきましたが、全体として減税になるように対応することが望ましいと考えます。効果の検証が難しい政策に財源を投入するより、減税（景気対策）、脱炭素、事実上の歳出拡大の一石三鳥の自動車減税を行うべきです。
- 高齢者の交通事故対策として、ブレーキとアクセルの踏み間違い等を防ぐ安全装置を装着した車については、減税を深堀すべきです。
- これらの税制改革は、半導体・AI・衛星通信・5G・自動運転等の技術革新の集大成である自動車の普及を通して、日本の産業と経済を守ることに寄与します。

1 2. 気候危機に対応する産業投資を支える「脱炭素税制」

気候変動、気候危機、地球温暖化に対する対策は世界共通の課題であり、各国の責務です。「脱炭素」に向けた世界の潮流を踏まえ、「グリーン投資」を行う企業を支える税制で技術革新を促進します。

- 今や気候変動ではなく気候危機と言われる自然環境悪化の中で、技術革新と環境適応を目指し、温暖化ガス削減やエネルギー消費量削減につながる設備・製品・サービスへの投資に大胆な税制優遇を導入します。
- 2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、企業に積極的な投資を促します。脱炭素化に向けた「グリーン投資」に踏み切る企業を対象に税制上の優遇措置を設けます。温暖化ガス削減につながる製品の生産設備の導入や、生産プロセスの省エネルギー化などを対象とします。
- 投資を通じた脱炭素への貢献を示す事業計画の提出を前提として、認定を受ければ税額控除を活用できるようにします。大胆な投資が赤字決算につながる場合には、翌期以降の黒字と相殺する繰越欠損金控除制度を拡充します。投資額の50%か100%を法人税から差し引ける仕組みとし、投資額上限は1000億円、期間は5年間とします（現行は、投資額の5%か10%の控除で、投資額上限は500億円で3年間の時限措置）。
- 脱炭素事業計画には、自社製品に対する貢献なのか、他産業に対する貢献（日本の産業・経済全体の競争力向上への貢献）なのかを判別できるようにし、後者の場合には優遇措置を設けます（後者の事例として、電動車普及に資する新型リチウムイオン電池や他産業の電力制御に資するパワー半導体など）。
- 水力のみならず、風力、太陽光、太陽熱、地熱、潮力、潮流、波力、揚力、バイオマスなど、「脱炭素」エネルギーの開発・実用化を促進します。

1 3. 働き方改革を進める「テレワーク促進税制」

コロナ禍に伴う企業活動や勤務、労働のあり方の変化を構造的、恒常的なものとして捉え、税制もこれに対応させます。

- コロナ対応に伴って働き方改革が進み、デジタル技術を活かした柔軟な働き方が浸透しました。
- 今後も多様な働き方を追求することは、労働者の負担軽減や企業の効率化、技術革新のさらなる進展にも資すると考えます。
- そうした流れを支援するため、テレワークのためのモニター・PC購入費用、通信費用、Zoomなどテレワーク関連費用等を特定支出控除の対象とすべきです。

14. コロナの悪影響を断つ「100%・無期限の欠損金繰越控除」

コロナ禍による減収、業績悪化は「災害」です。これを平時の税制で処理することなく、企業や事業者の持続可能性を支援します。

- コロナ禍により、多くの企業が前例のない収入減、支出増に直面しました。K字回復（業績が好転した企業と悪化または低迷が続く二極化）が続く中、一部の企業に関しては悪影響が長期にわたって残る可能性が高いと予想されます。
- コロナ禍が収束し、平時に近い状態に戻るまでの間、欠損金繰越控除は100%とし、繰越期間も無期限とすべきです。

15. デジタル化・カーボンニュートラル対応を進める「ハイパー償却税制」

コロナ禍に伴うデジタル・トランスフォーメーション（DX）に直面している企業や事業者、カーボンニュートラル対応を進める企業や事業者を支援し、社会や産業のデジタル化・カーボンニュートラル対応を促進すべきです。

- コロナ禍により、医療、物流、通信等の分野は、ソフトウェアを含め、革新的なシステムを迅速に導入していく必要があります。
- 一定のデジタル投資に対し、取得額以上の減価償却を認めるハイパー償却税制を導入すべきです。
- コロナ後の成長につなげるために、デジタル・環境投資を重視します。
- 新型コロナウイルスの感染拡大で浮き彫りになったデジタル化の遅れに対応するため、企業に変革を促す優遇策を整えます。デジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるための設備投資やソフトウェアの研究開発にかかる費用について、法人税から控除できるようにします。
- 先端半導体製造のための設備更新投資額、DXに向けた設備投資額等の最大100%を法人税から控除する税制を5年間の時限措置で新設します（現行は5%、2年間）。
- クラウドシステムを通じてデータを共有することで新たなサービスの立ち上げや業務の効率化につなげる企業を支援します。情報セキュリティや安全保障の観点から、自国製クラウドシステムを優遇します。
- ソフトやIT機器への投資計画を国が認定する仕組みとします。優遇を受けるためには、①売上高の1%以上を投資（現行は0.1%以上）、②サイバーセキュリティ監査を受ける、③DXによる生産性向上の達成目標を示す、などの要件を満たす必要があります。
- 研究開発にかけた投資額を法人税から控除できる研究開発税制を拡大します。クラウド向けのソフト開発を控除の対象に加えます。また、従来はソフトをパソコンにインストールして使うのが主流でしたが、AIや自動運転の制御な

どのサービスをクラウドを介して外部に提供する手法が増えていることに対応します。

- 研究開発税制について、控除上限を現在の上限 50%に加え、控除後も黒字決算の場合は控除後黒字額に応じて上限を引き上げます。
- 閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画における 2030 年のエネルギー構成比率目標の達成のために、電力部門、非電力部門とも、目標達成に資する大胆な技術革新、設備投資を支援するために「ハイパー償却税制」を導入します。

16. 企業の改革を促す「ESG 促進税制」

SDGs が世界共通の課題となり、ESG 投資の影響が大きくなる中、企業の ESG 活動を支援します。

- ESG を行う企業の申告に基づいて、税制優遇を行います。

17. 新しいビジネスとスタートアップを支援する「給付付き研究開発税制」

日本の技術力、競争力が、起業や新しいビジネスにつながることで、産業と経済を支える要諦であることを踏まえ、スタートアップ企業を支援します。

- 最先端の技術を活用し、新しい革新的なビジネスモデルを用いて急成長を目指すスタートアップ企業を支援していくことは、社会が直面する課題解決につながります。
- 研究開発型スタートアップ企業は初期段階から多額の投資が先行します。創業後の一定年数を支えるために、当該期間が赤字決算の場合、研究開発費の控除割合分の給付を受けられるようにします。
- また、スタートアップ企業への出資を促すために、企業が出資する場合は法人税の課税所得からの出資額控除率を引き上げます。
- 個人が出資する場合の所得税を減税するため、出資額の一定割合を控除する優遇税制を新設します。

18. 超金融緩和の恩恵を受けていない事業者の「固定資産税減税」

現在の公示地価上昇は異次元の金融緩和の副作用であり、業績が低迷する中で固定資産税増税は回避します。

- 現在、公示地価が上昇しています。これは、異次元の金融緩和に基づく金余りの影響であり、都心マンション等では 1990 年前後のバブルピーク時を上回る水準に達しています。
- この公示地価に基づいて固定資産税が増税されることは、コロナ禍で苦しむ企業や事業者、また土地売却等の恩恵を何ら受けていない企業、事業者、個

人にとっては大きな負担です。

- 固定資産税に適用する公示地価の調整、あるいは固定資産税の減税を行うことで、超金融緩和の副作用から国民を守ります。
- なお、減税を行う場合は、国の責任で行い、地方自治体の負担とならないようにします。

19. デジタル化に逆行する「印紙税廃止」

印紙税は電子決済等の技術革新や社会のデジタル化に逆行する時代遅れの制度であり、「百害あって一利なし」です。

- 印紙税導入当時の社会環境やビジネス環境や一変しており、これを継続することは社会やビジネスのデジタル化の流れに逆行します。
- このため、印紙税は廃止するとともに、税收確保の観点から、電子決済普及を促進するとともに、電子決済に対する「1円課税」等の新たな税制を検討します。

20. 不公平を是正する「国際課税」

経済のグローバル化の恩恵を受けている多国籍起業、プラットフォーマー、ビュックテック企業が相応の納税を行っていない不公平を是正します。

- 多国籍企業による租税回避を防ぐため、法人税に最低税率を設けるよう、国際的な協調を進めるべきです。
- GAFA等の巨大IT企業などが、ビジネスを展開し利益を上げている国ではほとんど納税していない実態に対し、国際的な議論が進んでいる状況を踏まえ、デジタル課税の枠組みづくりを進めます。

21. 中間層を支援する「住宅ローン減税」

高額なローンを組める富裕層ほど減税効果を得やすい現在の減税制度を改め、所得水準とローン期間に基準を変更して中間層を支援します。

- 現行減税制度は、高額なローンを組める富裕層ほど減税効果が得やすい点を是正し、中間層を支援する制度に改めます。
- ローン期間の延長と所得要件の引き下げを行うとともに、超金融緩和の影響で不動産価格が高騰する中、ローン期間と所得要件に段階的な基準を設け、より多くの中間層が住宅取得を検討できるように工夫します。

以上